

令和 2 年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業報告について

1 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の実施状況について

- ・ 令和 2 年 4 月からスタート。計画期間は、令和 2 年度から 5 年度まで。
- ・ 計画の推進にあたり、実施状況の点検は「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」が行い、評価等は「武蔵野市健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議」で行った。
- ・ 令和 2 年度は、計画自体の周知を行い、以下の事業を実施した。

2 武蔵野市成年後見利用支援センターの運営

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進に関わる中核機関として、令和 2 年 4 月 1 日、(公財)武蔵野市福祉公社内に開設した。市と福祉公社が連携して運営する。

- | | | |
|--|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 普及啓発事業 ○ 相談事業 ○ 利用促進事業 | } | 資料 3 - 2 参照 |
|--|---|-------------|

3 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の開催

成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項の規定及び武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画・施策 1 「地域連携ネットワークの構築と中核となる機関の整備・運営」に基づき、成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携し、及び協力し、成年被後見人等への支援等を行うため設置した。

■ 開催日・内容

	開催日	内容
第 1 回	令和 2 年 10 月 13 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画について ・ 成年後見利用支援センターについて ・ 福祉公社における成年後見制度に係る事業について
第 2 回	令和 3 年 2 月 10 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見利用支援センター業務実施状況について ・ 令和 3 年度事業年間スケジュール(案)について ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う後見事務について ・ 利益相反事例について ※オンラインと会議室併用で実施。

※以前よりあった福祉公社独自の「権利擁護センター関係機関等連絡協議会」を継続・拡充する形で設置。

ー 武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会設置要綱ー

4 市長申立について

令和2年度 10件

(参考) 令和元年度 3件

—成年後見制度における市長による審判手続等に関する要綱—

5 成年後見人等報酬支払費用助成事業について

成年後見制度の利用を促進し、更には市民の権利擁護の推進及び福祉の向上を図るため、成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬の支払いに要する費用の一部を助成する。

・助成上限額： 在宅 28,000 円、施設 21,000 円

※元年度までは、在宅 20,000 円、施設 10,000 円（成年後見人等が福祉公社の場合はその 1/2）。

令和2年度 助成件数 13件 助成金額 1,820,250円

(参考) 令和元年度 助成件数 10件 助成金額 910,000円

—武蔵野市成年後見人等報酬支払費用助成要綱—